



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第62号) 2866

◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第63号) 2866

◇川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例(第64号) 2866

◇川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第65号) 2866

◇川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例(第66号) 2867

◇川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第67号) 2867

◇川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例(第68号) 2868

◇川崎市営住宅条例の一部を改正する条例(第69号) 2868

◇川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第70号) 2869

◇川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第71号) 2869

◇住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例(第72号) 2869

規 則

◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第72号) 2870

◇川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則(第73号) 2870

◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第74号) 2870

◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第75号) 2878

◇住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則(第76号) 2884

告 示

◇議決された決算の公表(第554号) 2884

◇議決された予算の公表(第555号) 2980

◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
 要届出区域の指定(第556号) 2985

◇自転車等の撤去と保管(第557号) 2986

◇道路区域の変更(第558号) 2986

◇道路の供用開始(第559号) 2986

◇市道路線の認定(第560号) 2986

◇道路区域の決定(第561号) 2987

◇道路の供用開始(第562号) 2987

◇市道路線の廃止(第563号) 2988

◇土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定(第564号) 2988

◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
 要届出区域の指定(第565号) 2990

◇道路区域の変更(第566号) 2992

◇道路の供用開始(第567号) 2992

◇道路区域の変更(第568号) 2992

◇道路の供用開始(第569号) 2992

◇道路区域の変更(第570号) 2992

◇自転車等の撤去と保管(第571号) 2993

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第572号) 2993

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第573号) 2993

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第574号) 2993

◇道路区域の変更(第575号) 2993

◇道路の供用開始(第576号) 2994

◇宮前市民館の使用料の収納事務の委託(第577号) 2994

◇生活保護法等による指定医療機関の 指定 (第578号).....	2994	◇開発行為に関する工事の完了 (第562 号).....	3008
◇生活保護法等による指定施術機関の 指定 (第579号).....	2994	◇一般競争入札の執行 (第563号).....	3008
◇生活保護法等による指定医療機関の 変更 (第580号).....	2994	◇都市公園の区域の変更 (第564号).....	3012
◇生活保護法等による指定医療機関の 廃止 (第581号).....	2994	◇港湾施設に放置されている物件の撤 去命令 (第565号).....	3012
◇生活保護法等による指定医療機関の 辞退による廃止 (第582号).....	2995	◇一般競争入札の執行 (第566号).....	3013
◇自転車等の撤去と保管 (第583号).....	2995	◇一般競争入札の執行 (第567号).....	3014
◇個人情報保護条例の規定による個人 情報ファイルの届出 (第584号).....	2995	◇一般競争入札の執行 (第568号).....	3016
◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第585号).....	2995	◇一般競争入札の執行 (第569号).....	3017
◇指定特定相談の事業の廃止 (第586号).....	2995	◇一般競争入札の執行 (第570号).....	3019
◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第587号).....	2996	◇道路位置の指定 (第571号).....	3020
◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第588号).....	2996	◇一般競争入札の執行 (第572号).....	3020
◇指定特定相談の事業の廃止 (第589号).....	2996	◇開発行為に関する工事の完了 (第573 号).....	3022
◇指定障害児通所支援の事業の廃止 (第590号).....	2996	◇大規模小売店舗立地法に基づく新設 の届出 (第574号).....	3022
◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第591号).....	2997	◇一般競争入札の執行 (第575号).....	3023
◇指定障害福祉サービスの事業の廃止 (第592号).....	2997	◇一般競争入札の執行 (第576号).....	3024
◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第593号).....	2998	◇一般競争入札の執行 (第577号).....	3026
◇予防接種の業務を行う医師 (第594号).....	2998	◇開発行為に関する工事の完了 (第578 号).....	2030
◇予防接種の業務を行う医師 (第595号).....	2999	◇開発行為に関する工事の完了 (第579 号).....	3030
◇予防接種の業務を行う医師の変更 (第596号).....	2999	◇開発行為に関する工事の完了 (第580 号).....	3030
税告示		◇農用地利用集積計画の制定 (第581号).....	3030
◇川崎市市税条例の規定による寄附金 の指定 (第7号).....	2999	◇一般競争入札の執行 (第582号).....	3032
公 告		◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第583号).....	3038
◇川崎都市計画特別緑地保全地区の決 定の案の縦覧 (第555号).....	2999	◇特定非営利活動法人の設立の認証申 請 (第584号).....	3038
◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変 更の案の縦覧 (第556号).....	3000	公 告 (調 達)	
◇一般競争入札の執行 (第557号).....	3000	◇一般競争入札の執行 (第407号).....	3039
◇開発行為に関する工事の完了 (第558 号).....	3003	◇一般競争入札の執行 (第408号).....	3040
◇川崎都市計画生産緑地地区の変更の 案の縦覧 (第559号).....	3003	◇落札者等の公示 (第409号).....	3042
◇一般競争入札の執行 (第560号).....	3004	◇一般競争入札の執行 (第410号).....	3042
◇一般競争入札の執行 (第561号).....	3005	◇一般競争入札の執行 (第411号).....	3044
		◇一般競争入札の執行 (第412号).....	3045
		◇一般競争入札の執行 (第413号).....	3047
		◇一般競争入札の執行 (第414号).....	3048
		◇落札者等の公示 (第415号).....	3050
		◇一般競争入札の執行 (第416号).....	3050
		◇一般競争入札の執行 (第417号).....	3052
		◇一般競争入札の執行 (第418号).....	3053
		◇一般競争入札の執行 (第419号).....	3055
		税 公 告	
		◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第	

218号)……………	3056	消防局公告	
◇差押書の公示送達 (第219号)……………	3056	◇指定催しの指定 (第16号) ……………	3087
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第220号) ……………	3057	◇サイレンの吹鳴 (第17号) ……………	3088
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第221号)……………	3057	◇サイレンの吹鳴 (第18号) ……………	3088
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第222号)……………	3057	教育委員会規則	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第223号) ……………	3057	◇川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則 (第5号) ……………	3088
◇公売公告兼見積価額公告 (第224号)……………	3057	教育委員会告示	
◇公売公告兼見積価額公告 (第225号)……………	3057	◇教育委員会定例会の招集 (第28号) ……………	3089
◇市税条例に基づく災害等による申告等の期限の延長 (第226号)……………	3057	教育委員会公告	
◇督促状の公示送達 (第227号)……………	3058	◇平成31年度川崎市立高等学校入学定員 (第4号) ……………	3089
上下水道局告示		監査公表	
◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第53号) ……………	3059	◇定期監査の結果の報告に基づく措置について (第9号) ……………	3090
◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第54号) ……………	3059	◇監査の結果の報告に基づく措置について (第10号) ……………	3096
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第55号) ……………	3059	職員共済組合公告	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第56号) ……………	3060	◇川崎市職員共済組合組合会議員選挙の執行 (第11号) ……………	3104
◇公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始 (第57号) ……………	3060	区公告	
上下水道局公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第97号) ……………	3104
◇一般競争入札の執行 (第82号) ……………	3061	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第98号) ……………	3104
◇一般競争入札の執行 (第83号) ……………	3062	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第99号) ……………	3104
◇一般競争入札の執行 (第84号) ……………	3064	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第100号)……………	3105
◇一般競争入札の執行 (第85号) ……………	3066	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第101号)……………	3105
◇一般競争入札の執行 (第86号) ……………	3067	◇国民健康保険料に係る過誤納金還付 (充当) 通知書の公示送達 (幸区第40号) ……………	3105
◇一般競争入札の執行 (第87号) ……………	3068	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第41号) ……………	3105
◇一般競争入札の執行 (第88号) ……………	3071	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第56号) ……………	3106
交通局規程		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第57号) ……………	3106
◇川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程 (第10号) ……………	3074	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第58号) ……………	3106
交通局公告		◇住民票の職権消除 (中原区第59号) ……………	3106
◇一般競争入札の執行 (第61号) ……………	3077	◇印鑑登録の抹消 (中原区第60号) ……………	3106
◇一般競争入札の執行 (第62号) ……………	3078	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第62号) ……………	3107
病院局公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第63号) ……………	3107
◇一般競争入札の執行 (第43号) ……………	3079		
◇公募型プロポーザルの実施 (第44号) ……………	3082		
◇院内売店、レストラン及び職員食堂等の運営事業者の公募 (第45号) ……………	3084		
病院局公告 (調達)			
◇一般競争入札の公告 (第15号) ……………	3086		

◇住民票の職権消除(高津区第64号) …………… 3107

◇印鑑登録の抹消(高津区第65号) …………… 3107

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第60号) …………… 3108

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(宮前区第61号) …………… 3108

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(宮前区第62号) …………… 3108

◇住民票の職権消除(宮前区第63号) …………… 3108

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第76号) …………… 3108

◇住民票の職権消除(多摩区第77号) …………… 3109

◇印鑑登録の抹消(多摩区第78号) …………… 3109

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第60号) …………… 3109

◇国民健康保険料に係る配当計算書
(謄本)の公示送達(麻生区第61号) …………… 3109

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(麻生区第62号) …………… 3110

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(麻生区第63号) …………… 3110

◇介護保険料に係る配当計算書(謄
本)の公示送達(麻生区第64号) …………… 3110

区選挙管理委員会告示

◇選挙人名簿の登録を行う日(川崎区
第6号) …………… 3110

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
職務代理者の異動(幸区第4号) …………… 3110

◇選挙人名簿の登録を行う日(幸区第
5号) …………… 3110

◇選挙人名簿の登録を行う日(多摩区
第5号) …………… 3111

条 例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第62号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項並びに別表第2の1の項及び3の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第63号

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するための資金に充てる。
--------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第64号

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第65号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を

加え、同条第7項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第228条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中「定める」の次に「職員又は」を加え、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第66号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに規定する者の保護者の当該各号に規定する」を「幼児及び児童の保護者の9月1日（以下「基準日」という。）の属する年の前年の」に改め、「各号に規定する」を削り、「ときは」の次に「、当該幼児及び児童が基準日から翌年の8月31日までの間に受けた医療（入院に係るものを除く。）に係る医療費については」を加え、各号を削る。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項の規定に該当する場合には、医療証の交付については、この限りでない。

第7条第1項中「乳幼児等」の次に「（その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第67号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 第17条第2項に次の1号を加える。
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健

康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第27条に規定する家庭的保育事業者が第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第2項中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「第17条」を「第16条」に改める。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第25条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第26条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第68号

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成4年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表の(1)の項中「又は事務所」を削り、同表の(2)の項を次のように改める。

(2)	300平方メートル	350平方メートル	600平方メートル	300平方メートル
-----	-----------	-----------	-----------	-----------

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第69号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第33条の8の次に次の1条を加える。

（定期使用許可）

第33条の9 市長は、第8条第1項各号に掲げる条件を具備する者のうち、規則で定める日において同居親族に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者があるものに、市営住宅でその周辺地域の状況その他の実情に照らし特に子育てに適すると認めるものを使用させる場合には、16年を超えない範囲内において規則で定める期間を限って当該市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）は、その更新がなく、使用期間（定期使用許可の期間をいい、第6項の規定により延長された使用期間を含む。以下この条において同じ。）の満了によってその効力を失うものとする。
- 3 市長は、定期使用許可をしようとするときは、あらかじめ、市営住宅の利用者として決定された者に対し、前項に定める事項について、その旨を記載した書面を交付して説明するものとする。
- 4 前項の規定による説明を受けた者は、第12条第1項又は第2項に規定する期間内に、これらの規定の手續のほか、当該説明を受けた旨を証する書類の提出をしなければならない。
- 5 市長は、定期使用許可をした場合には、使用期間が満了する日の1年前から6月前までの間に、使用者に対し使用期間の満了により当該定期使用許可が効力を失う旨を通知するものとする。
- 6 市長は、使用期間が満了する日において、使用者が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者と第22条第1号の規定により許可を受けて同居している場合には、当該使用者の申出により、16年を超えない範囲内において規則で定める期間を限って使用期間を延長することができる。
- 7 定期使用許可を受けた使用者は、使用期間が満了する日までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 8 定期使用許可を受けた使用者については、第6条第7号及び第8号の規定は、適用しない。

9 第3項及び第4項の規定は、第6項の規定により使用期間を延長する場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第70号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「(駐車場利用料を除く。)」を削る。

別表の1使用料又は利用料金の表駐車場利用料の項中「川崎病院及び」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第71号

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「第15条の2の規定による人体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。以下この条において「施設告示」という。）に定める施設（施設告示第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定に

よる医療機器」に、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に、「第15条の2の規定による医療」を「第15条の3第2項の規定による医療」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年10月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第72号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項中「野川の一部（県道東京野川横浜線西側側線（横浜市との境界から市道尻手黒川線南側側線との交点までの区間）、市道尻手黒川線南側側線（県道東京野川横浜線西側側線との交点から県道丸子中山茅ヶ崎線西側側線との交点までの区間）、県道丸子中山茅ヶ崎線西側側線（市道尻手黒川線南側側線との交点から野川と千年の字界までの区間）、野川と千年の字界及び野川と久末の字界で囲まれた区域並びに字北耕地の一部（375番1、376番1、377番1、381番1から381番15まで、382番から384番まで、385番1から385番3まで、386番、387番1から387番15まで、388番1から388番5まで）、字東耕地の一部（389番1から389番3まで、394番1、394番3から394番8まで、395番1から395番12まで、396番、397番1から397番6まで、398番1から398番3まで、399番1から399番8まで、401番から403番まで、404番2から404番11まで、405番から407番まで、408番1から408番3まで、408番7から408番29まで、409番1から409番33まで、410番、411番1、411番3から411番16まで、412番、413番1から413番5まで、476番1から476番10まで、477番1から477番3まで、478番1から478番3まで、479番1から479番7まで）」を「東野川1丁目、東野川2丁目、北野川」に改め、同表宮前区の項中「の一部（高津区の区域に属する区域を除く。）」を「野川本町3丁目」に改める。

(川崎市市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市市区役所支所及び出張所設置条例（昭和46年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則の表高津区役所橋出張所の項を次のように改める。

高津区役所 橋出張所	川崎市高津区 千年1,362番地 1	東野川1丁目、東野川2丁目、 北野川、子母口、子母口富士見 台、久末、末長1丁目、末長2 丁目、末長3丁目、末長4丁目、 新作1丁目、新作2丁目、新作 3丁目、新作4丁目、新作5丁 目、新作6丁目、千年、千年新 町、蟹ヶ谷、明津
---------------	--------------------------	---

附 則

この条例は、平成30年11月5日から施行する。

規 則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第72号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に準じて行われる措置に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第73号

川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市基金条例施行規則（昭和46年川崎市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号の表に次のように加える。

国民健康保険財政調整基金	当該基金に編入する。
--------------	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第74号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条中「を許可」の次に「(条例第33条の9第1項の規定によるものを除く。)」を加える。

第6条中「による請書」の次に「(条例第33条の9第9項において準用する同条第4項の規定により提出するものを含む。)」を加える。

第30条を第32条とし、第29条を第31条とし、第28条の次に次の2条を加える。

(定期使用許可の期間等)

第29条 条例第33条の9第1項の規則で定める日は、条例第9条第1項又は第3項の規定により住宅の使用者を決定した日とする。

2 条例第33条の9第1項の規則で定める期間は、入居指定日から同項に規定する同居親族（当該同居親族が2人以上あるときは、それらの者のうち最も低い年齢のもの）が15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

3 条例第33条の9第6項の規則で定める期間は、使用期間が満了する日の翌日から同項に規定する同居親族（当該同居親族が2人以上あるときは、それらの者のうち最も低い年齢のもの）が15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(定期使用許可等)

第30条 条例第33条の9第1項の規定により住宅の使用を許可したときは、市営住宅定期使用許可書（第26号様式）を交付する。

2 条例第33条の9第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、市営住宅定期使用許可説明書（第27号様式）とする。

3 条例第33条の9第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する書類は、定期使用許可に関する説明を受けた旨の確認書（第28号様式）とする。

4 条例第33条の9第5項の規定による通知は、市営住宅使用期間満了通知書（第29号様式）により行うものとする。

5 条例第33条の9第6項の規定により使用期間の延長を受けようとする使用者は、市営住宅使用期間延長申

出書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。
 6 市長は、条例第33条の9第6項の規定により使用期間の延長を決定したときは、市営住宅使用期間延長決定通知書(第31号様式)により使用者に通知するものとする。

別表第3中「(第29条関係)」を「(第31条関係)」に改め、「第33条の7第2項及び第4項」の次に「、第33条の9第1項、第3項、第5項及び第6項」を、「第26条、第32条の2第1項」の次に「、第33条の9第1項及び第3項」を加える。

別表第4中「(第29条関係)」を「(第31条関係)」に改め、「第28条」の次に「、第30条第6項」を、「、第5条第1項」の次に「、第29条第1項」を加え、同表に次のように加える。

第30条第1項	条例第33条の9第1項の規定により住宅	川崎市住宅供給公社理事長は、条例第33条の9第1項の規定により条例第3条第1号に規定する市営公営住宅
	市営住宅定期使用許可書(第26号様式)	市営住宅の定期使用許可書
第30条第2項	市営住宅定期使用許可説明書(第27号様式)とする	川崎市住宅供給公社理事長が別に定める
第30条第3項	定期使用許可に関する説明を受けた旨の確認書(第28号様式)とする	川崎市住宅供給公社理事長が別に定める
第30条第4項	市営住宅使用期間満了通知書(第29号様式)	市営住宅の使用期間の満了に係る通知書
第30条第5項	市営住宅使用期間延長申出書(第30号様式)を市長に提出し	川崎市住宅供給公社理事長に申し出
第30条第6項	市営住宅使用期間延長決定通知書(第31号様式)	市営住宅の使用期間の延長に係る決定通知書

第25号様式の次に次の6様式を加える。

第26号様式

市営住宅定期使用許可書

川崎市指令 第 号

_____様

川崎市営住宅条例第33条の9第1項の規定に基づき、次のとおり市営住宅の使用を許可します。

年 月 日

川崎市長 印

1 住宅所在地		
2 住宅名及び号数	住宅	
3 敷 金	円	
4 使 用 料	川崎市営住宅条例及び川崎市営住宅条例施行規則に基づいて決定した額とします。	
5 入居指定日	年 月 日	
6 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
7 川崎市営住宅条例及び川崎市営住宅条例施行規則に定められた規定を堅く守ること。		
使 用 者 氏 名		続 柄
		本 人
同居親族		

第 2 7 号様式

第 年 月 日
 号 日

市 営 住 宅 定 期 使 用 許 可 説 明 書

_____様

川崎市長 印

川崎市営住宅条例第33条の9第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり説明します。

説 明 事 項	<p>1 この住宅の定期使用許可は更新がなく、使用期間の満了によってその効力を失います。</p> <p>2 使用期間が満了する日までにこの住宅を明け渡さなければなりません。</p>
住 宅 所 在 地	
住 宅 名 及 び 号 数	住宅
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

第28号様式

定期使用許可に関する説明を受けた旨の確認書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 _____

氏名 _____ 印

川崎市営住宅条例第33条の9第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の事項について説明を受けたことを確認します。

説明事項	1 この住宅の定期使用許可は更新がなく、使用期間の満了によってその効力を失うこと。 2 使用期間が満了する日までにこの住宅を明け渡さなければならないこと。
住宅所在地	
住宅名及び号数	住宅
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

第 2 9 号様式

第 号
年 月 日

市 営 住 宅 使 用 期 間 満 了 通 知 書

_____様

川崎市長 印

川崎市営住宅条例第33条の9第5項の規定に基づき、次の市営住宅の定期使用許可は使用期間の満了によってその効力を失うことを通知します。

住 宅 所 在 地	
住 宅 名 及 び 号 数	住宅
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

第 3 0 号様式

市 営 住 宅 使 用 期 間 延 長 申 出 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

使用者氏名 _____ 印

電話番号 _____

川崎市営住宅条例施行規則第30条第5項の規定に基づき、次の市営住宅の使用期間の延長を申し出ます。

住 宅 所 在 地			
住 宅 名 及 び 号 数	住 宅		
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
使 用 者 氏 名	続 柄	生 年 月 日	
	本 人		
同 居 親 族			

第31号様式

市営住宅使用期間延長決定通知書

川崎市指令 第 号

_____様

川崎市営住宅条例第33条の9第6項の規定に基づき、次のとおり市営住宅の使用期間を延長します。

年 月 日

川崎市長 印

住 宅 所 在 地			
住 宅 名 及 び 号 数	住宅		
延長後の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 者 氏 名	続 柄	生 年 月 日	
	本 人		
同 居 親 族			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第75号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

33	介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書	省令第83条の4第1項、省令第97条の2の3第1項
33の2	介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給（不支給）決定通知書	法第51条第1項、法第61条第1項
33の3	介護保険基準収入額適用申請書	省令第83条の2の3、省令第97条の2の2
33の4	介護保険高額介護（介護予防）サービス費負担限度額決定通知書	政令第22条の2の2第6項

」

を

「

33	介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書	省令第83条の4第1項、省令第97条の2第1項
33の2	介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給（不支給）決定通知書	法第51条第1項、法第61条第1項
33の3	介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）基準収入額適用申請書	省令附則第33条、省令附則第38条
33の4	介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）所得区分決定通知書	政令附則第21条第1項第3号、政令附則第22条第1項第3号
33の5	介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	省令附則第35条、省令附則第36条、省令附則第40条、省令附則第41条
33の6	介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）支給（不支給）決定通知書	政令附則第21条第1項・第2項、政令附則第22条第1項・第2項

」

に改める。

第33号様式を次のように改める。

第33号様式

介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書

		申請日	年 月 日
フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
生年月日	年 月 日	性別	
住所	電話番号		
<p>(宛先) 川崎市 区長</p> <p>上記のとおり高額介護（介護予防）サービス費の支給を申請します。</p> <p>住所 〒</p> <p>申請者</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>本人との関係</p>			

次のとおり口座振込を依頼します。

口座振込 依頼欄	金融機関名		店舗名			預金種目	口座番号					
	金融機関コード		店舗コード									
	フリガナ											
	口座名義人											

※ 口座名義人が被保険者でない場合は、次の委任状に記入してください。

委任状	上記高額介護（介護予防）サービス費の受領に関する権限を委任します。	
	委任者（被保険者）	受任者（口座名義人）
	氏名 _____ 印	氏名 _____

備考

第33の3号様式中

「

介護保険基準収入額適用申請書

年 月 日

」

を

「

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）基準収入額適用申請書

年 月 日

」

に、「介護保険高額介護（介護予防）サービス費の負担区分判定」を「介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）の所得区分判定」に、

「

生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女

」

を

「

生年月日	年 月 日		
フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
生年月日	年 月 日		
フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
生年月日	年 月 日		

」

に改める。

第33の4号様式中「介護保険高額介護（介護予防）サービス費負担限度額決定通知書」を「介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）所得区分決定通知

書」に、「介護保険高額介護（介護予防）サービス費に係る介護保険基準収入額適用申請」を「介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）に係る基準収入額適用申請」に、

「

介護保険高額介護（介護予防）サービス費負担限度額決定内容			
決定年月日		適用期間	～
所得区分		負担限度額	円
決定理由			

介護保険高額介護（介護予防）サービス費負担限度額適用対象者

」

を

「

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）所得区分決定内容			
決定年月日		適用期間	
所得区分			
決定理由			

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）所得区分適用対象者

」

に改める。

第33の4号様式の次に次の2様式を加える。

第 3 3 の 5 号 様 式

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）支給申請書兼
自己負担額証明書交付申請書

		申 請 日	年 月 日
フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個 人 番 号	
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
住 所	電話番号		
計 算 期 間		基 準 日 市 町 村	
<p>(宛先) 川崎市 区長</p> <p>上記のとおり高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）の支給を申請します。 上記のとおり自己負担額証明書の交付を申請します。</p> <p>住所 〒</p> <p>申請者 氏名</p> <p>電話番号 本人との関係</p>			

次のとおり口座振込を依頼します。

口座振込 依頼欄	金融機関名			店舗名			預金種目	口座番号					
	金融機関コード			店舗コード									
	フリガナ												
	口座名義人												

※ 口座名義人が被保険者でない場合は、次の委任状に記入してください。

委任状	上記高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）の受領に関する権限を委任します。	
	委任者（被保険者）	受任者（口座名義人）
	氏名 _____ 印	氏名 _____

備考

第33の6号様式

様

第 号
年 月 日

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）支給（不支給）決定通知書

川崎市 区長 印

先に申請のありました介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
対象年度		本人支払額	円
給付の種類			
決定事項		支給金額	円
不支給の理由			

支 払 方 法										
窓口払		口座振込								
お持ちいただく も の	受付場所	振込先	金融機関名							
			店 舗 名							
預 金 種 目										
口 座 番 号										
口座名義人										
受付期間		振込予定日								

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票（第33号様式に限る。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第76号

住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則

(川崎市市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1野川東の項位置の欄中「野川」を「東野川1丁目」に改め、同表久末西の項中「野川」を「東野川2丁目」に改める。

(川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成5年川崎市規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1平成12年度の項中「野川3,805番地」を「東野川1丁目16番4号」に改める。

(川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則)

第3条 川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和38年川崎市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表高津消防団の部橋分団の項中「野川の一部（高津区の区域に属する区域に限る。）」を「東野川1丁目、東野川2丁目、北野川」に改め、同表宮前消防団の部野川分団の項中「の一部（宮前区の区域に属する区域に限る。）」を「、野川本町3丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成30年11月5日から施行する。

告 示

川崎市告示第554号

議決された決算の公表について

別紙の決算は、平成30年9月3日招集の平成30年第3回川崎市議会定例会に提案され、平成30年10月15日に認定されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により公表します。

平成30年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

平成29年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
平成29年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市病院事業会計決算認定について

平成29年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成29年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成29年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成29年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

議案第132号

平成29年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市一般会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 763,663,906,722円

歳入決算額 700,691,551,515円

歳 出

歳出予算額 763,663,906,722円

歳出決算額 697,514,435,714円

平成29年度川崎市一般会計歳入歳出決算書
入 入

一般会計

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 市 税		309,270,363,000	314,243,952,053	311,185,927,688	640,716,592	2,417,307,773	1,915,564,688
	1 市 民 税	143,709,754,000	147,437,657,969	145,176,197,032	551,661,470	1,709,799,467	1,466,443,032
	2 固 定 資 産 税	121,442,277,000	122,771,342,541	122,155,257,763	67,148,435	548,936,343	712,980,763
	3 軽 自 動 車 税	768,369,000	814,417,409	790,122,939	4,304,446	19,990,024	21,753,939
	4 市 た ば こ 税	9,178,736,000	8,815,249,393	8,815,249,393		0	△363,486,607
	5 特 別 土 地 保 有 税	2,000					△2,000
	6 入 湯 税	477,000	4,329,600	4,329,600		0	3,852,600
	7 事 業 所 税	8,892,420,000	8,865,971,000	8,864,363,900	1,174,400	432,700	△28,056,100
	8 都 市 計 画 税	25,278,328,000	25,534,984,141	25,380,407,061	16,427,841	138,149,239	102,079,061
2 地 方 譲 与 税		2,842,773,000	3,042,254,503	3,042,254,503		0	199,481,503
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	909,585,000	918,306,000	918,306,000		0	8,721,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,493,760,000	1,549,745,000	1,549,745,000		0	55,985,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000	3	3		0	△997
	4 特 別 と ん 譲 与 税	423,491,000	558,432,500	558,432,500		0	134,941,500
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000					△1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	15,935,000	15,771,000	15,771,000		0	△164,000
3 利 子 割 交 付 金		154,896,000	363,394,000	363,394,000		0	208,498,000
	1 利 子 割 交 付 金	154,896,000	363,394,000	363,394,000		0	208,498,000
4 配 当 割 交 付 金		1,536,396,000	1,712,752,000	1,712,752,000		0	176,356,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,536,396,000	1,712,752,000	1,712,752,000		0	176,356,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,432,954,000	1,851,015,000	1,851,015,000		0	418,061,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,432,954,000	1,851,015,000	1,851,015,000		0	418,061,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		297,729,000	285,964,000	285,964,000		0	△11,765,000
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	297,729,000	285,964,000	285,964,000		0	△11,765,000
7 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金		39,186,078,000	39,186,078,000	39,186,078,000		0	0

一般会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
		円	円	円	円	円	円
	1 県民税所得割臨時交付金	39,186,078,000	39,186,078,000	39,186,078,000		0	0
8 地方消費税交付金		24,100,257,000	24,235,654,000	24,235,654,000		0	135,397,000
	1 地方消費税交付金	24,100,257,000	24,235,654,000	24,235,654,000		0	135,397,000
9 ゴルフ場利用税交付金		38,174,000	35,857,080	35,857,080		0	△2,316,920
	1 ゴルフ場利用税交付金	38,174,000	35,857,080	35,857,080		0	△2,316,920
10 自動車取得税交付金		1,320,656,000	1,660,545,512	1,660,545,512		0	339,889,512
	1 自動車取得税交付金	1,320,656,000	1,660,545,512	1,660,545,512		0	339,889,512
11 軽油引取税交付金		3,931,465,000	3,938,327,286	3,938,327,286		0	6,862,286
	1 軽油引取税交付金	3,931,465,000	3,938,327,286	3,938,327,286		0	6,862,286
12 地方特例交付金		1,154,757,000	1,498,310,000	1,498,310,000		0	343,553,000
	1 地方特例交付金	1,154,757,000	1,498,310,000	1,498,310,000		0	343,553,000
13 地方交付税		600,316,000	470,189,000	470,189,000		0	△130,127,000
	1 地方交付税	600,316,000	470,189,000	470,189,000		0	△130,127,000
14 交通安全対策特別交付金		396,482,000	312,496,000	312,496,000		0	△83,986,000
	1 交通安全対策特別交付金	396,482,000	312,496,000	312,496,000		0	△83,986,000
15 分担金及び負担金		15,116,726,000	15,073,310,259	12,137,213,043	20,037,028	2,916,060,188	△2,979,512,957
	1 負担金	15,116,726,000	15,073,310,259	12,137,213,043	20,037,028	2,916,060,188	△2,979,512,957
16 使用料及び手数料		17,284,716,000	16,972,136,167	16,307,783,208	74,181,183	590,171,776	△976,932,792
	1 使用料	13,193,498,000	13,506,513,043	12,887,658,587	72,825,323	546,029,133	△305,839,413
	2 手数料	4,091,218,000	3,465,623,124	3,420,124,621	1,355,860	44,142,643	△671,093,379
17 国庫支出金		138,877,915,785	132,221,477,560	125,724,692,960		6,496,784,600	△13,153,222,825
	1 国庫負担金	100,581,913,000	100,505,381,918	100,505,381,918		0	△76,531,082
	2 国庫補助金	37,721,247,785	31,200,955,391	24,704,170,791		6,496,784,600	△13,017,076,994
	3 委託金	574,755,000	515,140,251	515,140,251		0	△59,614,749
18 県支出金		26,460,246,000	25,742,892,517	25,368,752,517		374,140,000	△1,091,493,483
	1 県負担金	17,592,270,000	17,587,799,371	17,587,799,371		0	△4,470,629

一般会計

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	2 県 補 助 金	5,897,888,000	5,156,150,812	4,782,010,812		374,140,000	△1,115,877,188
	3 委 託 金	2,970,088,000	2,998,942,334	2,998,942,334		0	28,854,334
19 財 産 收 入		2,805,907,000	2,573,739,915	2,571,168,551		2,571,364	△234,738,449
	1 財 産 運 用 収 入	1,771,787,000	1,583,083,370	1,580,512,006		2,571,364	△191,274,994
	2 財 産 売 払 収 入	1,034,120,000	990,656,545	990,656,545		0	△43,463,455
20 寄 附 金		259,617,000	185,171,220	185,161,220		10,000	△74,455,780
	1 寄 附 金	259,617,000	185,171,220	185,161,220		10,000	△74,455,780
21 繰 入 金		50,339,973,343	34,187,695,863	34,187,695,863		0	△16,152,277,480
	1 基 金 繰 入 金	46,782,974,343	31,917,413,169	31,917,413,169		0	△14,865,561,174
	2 特 別 会 計 繰 入 金	3,556,999,000	2,270,282,694	2,270,282,694		0	△1,286,716,306
22 繰 越 金		3,752,147,594	3,747,536,594	3,747,536,594		0	△4,611,000
	1 繰 越 金	3,752,147,594	3,747,536,594	3,747,536,594		0	△4,611,000
23 諸 収 入		37,912,362,000	42,330,189,572	36,796,783,490	251,648,299	5,281,757,783	△1,115,578,510
	1 延滞金及び加算金	398,364,000	413,806,298	404,042,898	1,200	9,762,200	5,678,898
	2 市 預 金 利 子	1,026,000	748,838	748,838		0	△277,162
	3 貸 付 金 元 利 収 入	23,960,348,000	23,891,767,365	23,834,098,257	5,190,856	52,478,252	△126,249,743
	4 収 益 事 業 収 入	4,119,512,000	2,993,110,625	2,993,110,625		0	△1,126,401,375
	5 受 託 事 業 収 入	207,487,000	199,903,011	199,869,131	33,880	0	△7,617,869
	6 雑 入	9,225,625,000	14,830,853,485	9,364,913,741	246,422,363	5,219,517,331	139,288,741
24 市 債		84,591,000,000	53,886,000,000	53,886,000,000		0	△30,705,000,000
	1 市 債	84,591,000,000	53,886,000,000	53,886,000,000		0	△30,705,000,000
歳 入 合 計		763,663,906,722	719,756,938,101	700,691,551,515	986,583,102	18,078,803,484	△62,972,355,207

歳 出

一般会計

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議 會 費		1,666,236,000	1,612,504,765		53,731,235	53,731,235
	1 議 會 費	1,666,236,000	1,612,504,765		53,731,235	53,731,235
2 総 務 費		49,252,331,000	47,486,302,215	10,000	1,766,028,785	1,766,028,785
	1 職 員 管 理 費	31,453,633,000	31,002,519,414		451,113,586	451,113,586
	2 総 務 管 理 費	8,071,750,000	7,572,162,246	10,000	499,587,754	499,587,754
	3 危 機 管 理 費	1,777,319,000	1,538,309,186		239,009,814	239,009,814
	4 臨 海 部 国 際 戦 略 費	659,279,000	591,561,813		67,717,187	67,717,187
	5 徴 税 費	5,933,491,000	5,635,604,308		297,886,692	297,886,692
	6 選 挙 費	961,094,000	781,463,274		179,630,726	179,630,726
	7 統 計 調 査 費	110,587,000	93,563,455		17,023,545	17,023,545
	8 人 事 委 員 会 費	120,702,000	112,826,481		7,875,519	7,875,519
	9 監 査 費	164,476,000	158,292,038		6,183,962	6,183,962
3 市 民 文 化 費		20,682,543,000	20,382,597,897		299,945,103	299,945,103
	1 市 民 文 化 費	20,682,543,000	20,382,597,897		299,945,103	299,945,103
4 こ ど も 未 来 費		106,615,029,960	103,268,303,588	100,773,000	3,346,726,372	3,346,726,372
	1 こ ど も 青 少 年 費	44,429,957,960	43,858,410,837		571,547,123	571,547,123
	2 こ ど も 支 援 費	62,185,072,000	59,409,892,751	100,773,000	2,775,179,249	2,775,179,249
5 健 康 福 祉 費		148,860,398,180	143,087,076,711	442,619,400	5,773,321,469	5,773,321,469
	1 健 康 福 祉 費	13,464,351,000	12,341,679,909		1,122,671,091	1,122,671,091
	2 社 会 福 祉 費	708,905,000	690,621,806		18,283,194	18,283,194
	3 生 活 保 護 費	61,361,478,000	59,527,189,530		1,834,288,470	1,834,288,470
	4 老 人 福 祉 費	17,534,413,000	16,568,132,257	99,450,000	966,280,743	966,280,743
	5 障 害 者 福 祉 費	41,154,474,000	40,521,659,471		632,814,529	632,814,529
	6 国 民 年 金 費	267,916,000	244,563,107		23,352,893	23,352,893
	7 公 衆 衛 生 費	8,507,447,000	8,135,697,664		371,749,336	371,749,336
	8 公 害 保 健 費	2,095,764,000	1,963,768,111		131,995,889	131,995,889
	9 保 健 衛 生 施 設 費	872,144,000	814,238,293		57,905,707	57,905,707

一般会計

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	10 保 健 所 費	48,257,000	43,916,277		4,340,723	4,340,723
	11 看 護 短 期 大 学 費	481,653,000	451,973,281		29,679,719	29,679,719
	12 施 設 整 備 費	2,363,596,180	1,783,637,005	343,169,400	236,789,775	579,959,175
6 環 境 費		19,889,466,000	18,166,501,075	428,068,000	1,294,896,925	1,722,964,925
	1 環 境 管 理 費	1,708,500,000	1,623,557,707		84,942,293	84,942,293
	2 公 害 対 策 費	844,986,000	810,222,576		34,763,424	34,763,424
	3 ご み 処 理 費	13,502,385,000	12,610,134,635		892,250,365	892,250,365
	4 し 尿 処 理 費	632,636,000	614,244,944		18,391,056	18,391,056
	5 施 設 費	3,200,959,000	2,508,341,213	428,068,000	264,549,787	692,617,787
7 経 済 労 働 費		27,414,684,000	27,025,106,114	30,000,000	359,577,886	389,577,886
	1 産 業 経 済 費	1,813,995,000	1,778,355,378		35,639,622	35,639,622
	2 商 工 業 費	899,682,000	771,841,442	30,000,000	97,840,558	127,840,558
	3 中 小 企 業 支 援 費	24,049,798,000	23,843,292,192		206,505,808	206,505,808
	4 農 業 費	232,059,000	220,387,106		11,671,894	11,671,894
	5 労 政 費	419,150,000	411,229,996		7,920,004	7,920,004
8 建 設 緑 政 費		44,096,336,535	25,797,669,733	12,553,448,990	5,745,217,812	18,298,666,802
	1 建 設 緑 政 管 理 費	2,909,979,200	2,813,160,945		96,818,255	96,818,255
	2 道 路 橋 り よ う 費	11,649,191,300	8,053,882,350	1,108,103,876	2,487,205,074	3,595,308,950
	3 街 路 事 業 費	20,845,508,955	9,898,912,743	9,233,131,743	1,713,464,469	10,946,596,212
	4 広 域 道 路 費	83,608,000	78,845,582		4,762,418	4,762,418
	5 河 川 費	4,402,158,080	2,621,253,121	1,166,341,051	614,563,908	1,780,904,959
	6 緑 化 費	255,067,000	186,655,521		68,411,479	68,411,479
	7 自 然 保 護 対 策 費	1,147,191,000	423,487,757	365,200,000	358,503,243	723,703,243
	8 公 園 費	2,803,633,000	1,721,471,714	680,672,320	401,488,966	1,082,161,286
9 港 湾 費		10,873,214,200	7,073,195,931	1,260,321,000	2,539,697,269	3,800,018,269
	1 港 湾 管 理 費	3,529,361,200	3,035,228,743	12,245,000	481,887,457	494,132,457
	2 港 湾 建 設 費	7,343,853,000	4,037,967,188	1,248,076,000	2,057,809,812	3,305,885,812

一般会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
		円	円	円	円	円
10	まちづくり費	30,881,175,165	22,569,595,078	6,161,477,357	2,150,102,730	8,311,580,087
	1 まちづくり管理費	492,256,000	462,431,574		29,824,426	29,824,426
	2 計画費	491,653,000	427,867,621		63,785,379	63,785,379
	3 整備事業費	18,798,669,165	12,073,561,756	5,767,694,797	957,412,612	6,725,107,409
	4 建築管理費	1,719,443,000	1,440,989,421	19,504,800	258,948,779	278,453,579
	5 住宅費	9,379,154,000	8,164,744,706	374,277,760	840,131,534	1,214,409,294
11	区役所費	14,742,982,682	13,206,919,895	348,594,913	1,187,467,874	1,536,062,787
	1 区政振興費	11,990,411,682	10,977,425,141	348,594,913	664,391,628	1,012,986,541
	2 戸籍住民基本台帳費	2,752,571,000	2,229,494,754		523,076,246	523,076,246
12	消防費	18,014,074,000	17,064,173,363	558,800,400	391,100,237	949,900,637
	1 消防費	18,014,074,000	17,064,173,363	558,800,400	391,100,237	949,900,637
13	教育費	120,883,237,000	107,155,289,806	6,168,189,800	7,559,757,394	13,727,947,194
	1 教育総務費	35,758,049,000	34,788,235,890		969,813,110	969,813,110
	2 小学校費	25,723,061,000	25,396,192,735		326,868,265	326,868,265
	3 中学校費	13,327,945,000	12,903,767,552		424,177,448	424,177,448
	4 高等学校費	3,666,392,000	3,561,255,066		105,136,934	105,136,934
	5 特別支援教育費	2,623,087,000	2,454,257,271		168,829,729	168,829,729
	6 社会教育費	3,346,784,000	3,105,514,364	13,500,000	227,769,636	241,269,636
	7 体育保健費	7,478,485,000	7,308,910,490		169,574,510	169,574,510
	8 教育施設整備費	28,959,434,000	17,637,156,438	6,154,689,800	5,167,587,762	11,322,277,562
14	公債費	73,793,382,000	73,022,145,383		771,236,617	771,236,617
	1 公債費	73,793,382,000	73,022,145,383		771,236,617	771,236,617
15	諸支出金	75,637,369,000	70,597,054,160		5,040,314,840	5,040,314,840
	1 繰出金	75,637,369,000	70,597,054,160		5,040,314,840	5,040,314,840
16	予備費	361,448,000			361,448,000	361,448,000
	1 予備費	361,448,000			361,448,000	361,448,000
	歳出合計	763,663,906,722	697,514,435,714	28,052,302,860	38,097,168,148	66,149,471,008

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

3,177,115,801 円
99,895,303 円

議案第133号

平成29年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳
出決算認定について

平成29年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算につ
いて、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監
査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

平成29年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 22,005,877,000円

歳入決算額 16,912,493,852円

歳 出

歳出予算額 22,005,877,000円

歳出決算額 16,791,588,313円

平成29年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	競輪事業特別会計					予算現額と収入 済額との比較
		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
1 競輪事業収入		21,038,202,000	16,541,087,101	16,487,874,619	52,452,896	759,586	△4,550,327,381
	1 事業収入	21,038,202,000	16,541,087,101	16,487,874,619	52,452,896	759,586	△4,550,327,381
2 繰入金		767,675,000	301,571,900	301,571,900	0	0	△466,103,100
	1 基金繰入金	767,675,000	301,571,900	301,571,900	0	0	△466,103,100
3 繰越金		200,000,000	123,047,333	123,047,333	0	0	△76,952,667
	1 繰越金	200,000,000	123,047,333	123,047,333	0	0	△76,952,667
歳入合計		22,005,877,000	16,965,706,334	16,912,493,852	52,452,896	759,586	△5,093,383,148

歳 出

款	項	競輪事業特別会計					予算現額と支出 済額との比較
		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額		
1 競輪事業費		21,599,131,000	16,541,588,313	435,523,824	4,622,018,863	5,057,542,687	
	1 競輪事務費	219,699,000	199,856,436		19,842,564	19,842,564	
	2 競輪開催費	20,503,954,000	15,976,765,179		4,527,188,821	4,527,188,821	
2 諸支出金	3 競輪場整備費	875,478,000	364,966,698	435,523,824	74,987,478	510,511,302	
		250,001,000	250,000,000		1,000	1,000	
3 予備費	1 繰出金	250,000,000	250,000,000		0	0	
	2 納付金	1,000			1,000	1,000	
歳出合計		22,005,877,000	16,791,588,313	435,523,824	4,778,764,863	5,214,288,687	

歳入歳出差引残額

120,905,539 円

議案第134号

平成29年度川崎市卸売市場事業特別会計歳
入歳出決算認定について

平成29年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
について、地方自治法第233条第3項の規定により、別
紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

平成29年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
歳 入

歳入予算額 2,144,684,760円

歳入決算額 1,669,337,099円

歳 出

歳出予算額 2,144,684,760円

歳出決算額 1,669,337,099円

平成29年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書

入 歳

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		821,624,000	816,122,957	810,065,436	2,110,000	3,947,521	△11,558,564
	1 使用料	821,623,000	816,122,957	810,065,436	2,110,000	3,947,521	△11,557,564
2 財産収入		31,775,000	31,773,396	31,773,396		0	△1,604
	1 財産売払収入	2,000					△2,000
	2 財産貸付収入	31,773,000	31,773,396	31,773,396		0	396
3 繰入金		314,086,000	186,194,961	186,194,961		0	△127,891,039
	1 繰入金	314,086,000	186,194,961	186,194,961		0	△127,891,039
4 繰越金		17,264,760	17,263,760	17,263,760		0	△1,000
	1 繰越金	17,264,760	17,263,760	17,263,760		0	△1,000
5 諸収入		225,935,000	186,014,597	185,039,546	319,583	655,458	△40,895,454
	1 延滞金及び加算金	2,000	513,600	46,100	63,600	403,900	44,100
	2 雑収入	225,933,000	185,500,997	184,993,446	255,983	251,558	△40,939,554
6 市債		734,000,000	439,000,000	439,000,000		0	△295,000,000
	1 市債	734,000,000	439,000,000	439,000,000		0	△295,000,000
歳入合計		2,144,684,760	1,676,369,661	1,669,337,099	2,429,583	4,602,979	△475,347,661

出 歳

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 卸売市場事業費		1,665,980,760	1,267,711,351		398,269,409	398,269,409
	1 運営費	868,976,000	744,263,082		124,712,918	124,712,918
	2 施設整備費	797,004,760	523,448,269		273,556,491	273,556,491
2 公債費		473,704,000	401,625,748		72,078,252	72,078,252
	1 公債費	473,704,000	401,625,748		72,078,252	72,078,252
3 予備費		5,000,000			5,000,000	5,000,000
	1 予備費	5,000,000			5,000,000	5,000,000
歳出合計		2,144,684,760	1,669,337,099		475,347,661	475,347,661

歳入歳出差引残額

0 円

議案第135号

平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会
計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、
別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
歳 入

歳入予算額 147,689,205,000円

歳入決算額 141,312,760,266円

歳 出

歳出予算額 147,689,205,000円

歳出決算額 138,813,268,213円

平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

国民健康保険事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険料		33,782,975,000	36,301,040,864	31,553,171,696	845,774,596	3,902,094,572	△2,229,803,304
	1 保険料	33,782,975,000	36,301,040,864	31,553,171,696	845,774,596	3,902,094,572	△2,229,803,304
2 負担金		2,000					△2,000
	1 一部負担金	2,000					△2,000
3 国庫支出金		25,510,101,000	26,953,746,217	26,953,746,217		0	1,443,645,217
	1 国庫負担金	24,288,967,000	24,149,918,825	24,149,918,825		0	△139,048,175
	2 国庫補助金	1,221,134,000	2,803,827,392	2,803,827,392		0	1,582,693,392
4 療養給付費等交付金		1,432,519,000	1,268,359,000	1,268,359,000		0	△164,160,000
	1 療養給付費等交付金	1,432,519,000	1,268,359,000	1,268,359,000		0	△164,160,000
5 前期高齢者交付金		30,014,799,000	30,051,305,564	30,051,305,564		0	36,506,564
	1 前期高齢者交付金	30,014,799,000	30,051,305,564	30,051,305,564		0	36,506,564
6 県支出金		7,398,403,000	6,762,299,832	6,762,299,832		0	△636,103,168
	1 県負担金	1,305,486,000	929,816,631	929,816,631		0	△375,669,369
	2 県補助金	6,092,917,000	5,832,483,201	5,832,483,201		0	△260,433,799
7 共同事業交付金		36,189,512,000	31,168,337,520	31,168,337,520		0	△5,021,174,480
	1 共同事業交付金	36,189,512,000	31,168,337,520	31,168,337,520		0	△5,021,174,480
8 繰入金		11,594,654,000	11,861,000,000	11,861,000,000		0	266,346,000
	1 繰入金	11,594,654,000	11,861,000,000	11,861,000,000		0	266,346,000
9 繰越金		1,301,744,000	1,301,744,383	1,301,744,383		0	383
	1 繰越金	1,301,744,000	1,301,744,383	1,301,744,383		0	383
10 諸収入		464,496,000	572,715,616	392,796,054	23,488,215	156,431,347	△71,699,946
	1 延滞金・加算金及び過料	176,042,000	156,758,176	156,758,176		0	△19,283,824
	2 雑収入	288,454,000	415,957,440	236,037,878	23,488,215	156,431,347	△52,416,122
歳入合計		147,689,205,000	146,240,548,996	141,312,760,266	869,262,811	4,058,525,919	△6,376,444,734

歳 出

国民健康保険事業特別会計

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費		2,776,873,000	2,573,909,474		202,963,526	202,963,526
	1 総務管理費	2,341,664,000	2,219,764,678		121,899,322	121,899,322
	2 保険料徴収費	411,834,000	336,082,134		75,751,866	75,751,866
	3 運営協議会費	1,314,000	918,971		395,029	395,029
	4 広報普及費	22,061,000	17,143,691		4,917,309	4,917,309
2 保険給付費		85,376,159,000	80,937,530,952		4,438,628,048	4,438,628,048
	1 保険給付費	85,376,159,000	80,937,530,952		4,438,628,048	4,438,628,048
3 後期高齢者支援金等		16,309,971,000	16,262,055,483		47,915,517	47,915,517
	1 後期高齢者支援金等	16,309,971,000	16,262,055,483		47,915,517	47,915,517
4 前期高齢者納付金等		59,898,000	59,896,787		1,213	1,213
	1 前期高齢者納付金等	59,898,000	59,896,787		1,213	1,213
5 老人保健拠出金		483,000	306,341		176,659	176,659
	1 老人保健拠出金	483,000	306,341		176,659	176,659
6 介護納付金		6,768,817,000	6,647,827,908		120,989,092	120,989,092
	1 介護納付金	6,768,817,000	6,647,827,908		120,989,092	120,989,092
7 共同事業拠出金		34,466,948,000	30,590,316,170		3,876,631,830	3,876,631,830
	1 共同事業拠出金	34,466,948,000	30,590,316,170		3,876,631,830	3,876,631,830
8 保健事業費		729,482,000	644,853,951		84,628,049	84,628,049
	1 保健事業費	729,482,000	644,853,951		84,628,049	84,628,049
9 諸支出金		1,104,005,000	1,096,571,147		7,433,853	7,433,853
	1 負担金及び分担金	19,784,000	19,776,247		7,753	7,753
	2 償還金利子及び還付加算金	192,545,000	185,120,230		7,424,770	7,424,770
	3 延滞金	1,000			1,000	1,000
	4 国庫負担金等返還金	891,675,000	891,674,670		330	330
10 予備費		96,569,000			96,569,000	96,569,000
	1 予備費	96,569,000			96,569,000	96,569,000
	歳 出 合 計	147,689,205,000	138,813,268,213		8,875,936,787	8,875,936,787

歳入歳出差引残額

2,499,492,053 円